

Title	明治十七年・群馬事件関係判決書
Sub Title	The decisions of Gunma affair in 1884
Author	手塚, 豊 (Tezuka, Yutaka)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1973
Jtitle	法學研究 : 法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.46, No.12 (1973. 12) ,p.48- 61
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	資料
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19731215-0048

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

資料

明治十七年・群馬事件関係判決書

手塚豊

明治十七年五月、群馬地方の自由民権運動で活躍していた小林安兵衛(日比湯、京都府人)、三浦弁上、桃之助(茨城県人)が、地元有志と結び、農民、博徒ら数十名を妙義山麓に集結、甘楽郡の生産会社その他を襲撃、さらに各地警察署、高崎聯隊にまで押しかけようとしたが、計画は中途で挫折し、関係者数十名が兇徒聚衆罪その他で処罰されたのが、いわゆる自由党群馬事件である。

この事件については、同じ自由党関係の暴発事件、たとえば福島事件、秩父事件、飯田事件、名古屋事件などに比較し、残っている関係資料がきわめてすくなく、とくに事件そのものの経過は、明治三十六年に出版された関戸寛蔵氏の「東陲民権史」⁽¹⁾およびおそらくは同書に準拠したと思われる「自由党史」⁽²⁾の記述が、唯一の典拠であるといつていい。ここ十数年来、群馬県地方の郷土史家による、群馬事件の究明は、かなり活発に行われ、あたらしい史料も若干は発表されているが、そのほとんど全部が、事件の背後関係あるいは地元関係者の経歴、あるいはまた集合場所、集合人員など、事件の周辺に

関するものであり、事件の経過そのものについては、相変わらず、「東陲民権史」および「自由党史」の叙述の域をでていないのが、現状である。⁽³⁾

ところで「東陲民権史」には、事件勃発前後の事情の説明と共に、その一党を処断した明治二十年七月二十九日・前橋重罪裁判所の判決書が掲載されている。⁽⁴⁾「自由党史」所載の判決文も、これと同一である。⁽⁵⁾

最近、私は、この群馬事件の裁判についての調査を志し、現在、前橋地方検察庁に保管されている判決正本と、前掲民権史所載の判決書を、比較対照する機会をえた。そして、計らずも、両者の間には、主要な個所において、かなりの相違のあることを発見した。前掲民権史所載の判決書の内容は、事件の経過を物語るもつとも有力なそしてまた確実な史料とされていただけに、この相違はきわめて重大である。私が本稿において、判決正本にもとづき、正確な判決書の内容を、覆刻紹介する所以である。さらにまた一部被告の上告

審の判決書および分離裁判が行われた一人の被告の判決書も併せ掲載した。これらは、これまでの群馬事件研究において全く知られていない新資料と思われるからである。

判決正本（以下、判決書と略称する）の内容と、前掲民権史所載の判決書（以下、民権史判決書と略称する）との相違点は、次の通りである。⁽⁶⁾

まず判決書によると、犯罪事実の内容は、次の八項目に分かれている。

一 佐藤織治の公文書偽造と二重抵当事件

二 湯浅理兵の官金物取事件
三 明治十七年四月三日、神宮茂十郎、町田鶴五郎（死亡）兩名による藤田錠吉殺害事件

四 明治十七年四月十四日、三浦桃之助が、右殺人犯神宮茂十郎を、自分の滞在先の北甘菜郡高瀬村清水永三郎方に藏匿した事件

五 明治十七年五月二日、小林安兵衛、湯浅理兵、三浦桃之助、上原亀吉、深沢孝三郎（途中で落伍）、野中弥八（死亡）、野中和三郎（死亡）らが、北甘菜郡相野田村大河原泰助宅に、兇器を持つて押入り、若干の金銭、物品を強盗した事件

六 明治十七年五月七日、小林安兵衛、湯浅理兵、上原亀吉、新井太六郎、野中弥八（死亡）、野中和三郎（死亡）らが、多胡郡上日野村堀越忠三郎宅および清水藤蔵宅に、兇器を持つて強盗に押入ったが、それぞれ家人にさわがれて未遂に終った事件⁽⁸⁾

明治十七年・群馬事件関係判決書

七 明治十七年五月十五日夜、小林安兵衛、湯浅理兵、野中弥八（死亡）らが主謀者となり、陣場カ原に集合した東間代吉ら數十名と、神宮茂十郎、田村七五郎、東間重平、山田米吉、宮坂初次らの煽動で菅原村に集合した多数とが合体、翌十六日未明、北甘菜郡上丹生村生産会社岡部為作宅を襲い、家屋の一部を焼燬せしめた兇徒聚衆、放火事件

八 明治十八年十月廿日、宮坂初次が、逮捕に向つた巡查神原春吉を傷害した事件

この内、民権史判決書には「一」から「四」までと「八」についての記載はあるが、「五」と「六」とが、完全に洩れており、判決書の「七」が「五」として掲載されている。それがため、民権史判決書を見る限りでは、「一」から「五」まであり、「六」と「七」がぬけて「八」がある形式になつてゐる。こうした番号の相違は、単純な書き間違いであり、また、判決書の「五」（この大河原泰助宅襲撃の件は、前掲民権史においても、その判決書の前に掲載されている群馬事件の説明の部分には、その記述がある。前掲自由党史の場合も同じである⁽⁹⁾）と「六」が洩れているのは、民権史判決書の場合、その部分を省略したとみることもできるが、判決書の「七」すなわち民権史判決書では「五」の部分にあたる岡部邸襲撃の件——これは群馬事件の核心である——において、両者の間に相当大きな相違のあることは、みのがすことのできない重要な問題であらう。それは、次のように、単なる書き間違いとはいえないものをふくんでいるからである。

民権史判決書

第五 被告安兵衛、理兵、桃之助、亀吉、孝三郎は、旧自由黨員にして、明治十七年五月十三日より十四日に涉り、妙義山麓陣場ヶ原に運動會を開くを以て、該所に來会すべき旨の回章數十通を作り、東間代吉、関某、佐藤鐵治并をして、碓氷、甘菜、南佐久に配布せしめ、會する者數千に及んでや、日比、湯淺の兩人は、高崎鎮台分營及び宮岡、松枝、前橋警察署を襲ふ手筈をなし、且つ甘菜郡上丹生村生産會社為作が高利を貸し、小民困難するを以て、高崎に出づる途次、之を襲ひ、軍用金を奪はんとし、山田平十郎、関綱吉等をして各所に部署し、五月十五日を期するも、三浦は來らず、山田平十郎等も來會せず、益々兵を募りて演説をなし、一の宮及び七日市藩士某家より兇器を取寄せ、妻家に命じて兵糧を備へしめ、旗幟數十旗を翻して、救民を名とし、岡部為作方に亂入せんとし、明治十五年五月十五日夕景を期し、陣場ヶ原に勢揃をなし、大久保の辻或は菅原村に於て兵器を備へて、岡部為作が為めに高利を借り悉く破産し、身代限を取らるゝ者多く、小民困難するを以て、該家に亂入せん事を來衆に指揮し、同日夕方多衆を率て菅原村に至り……（以下判決書に同じ）手塚註）

判決書

（便宜上、句読点を附した）

第七 被告安兵衛ハ佐久間猛、被告理兵ハ秋葉宗祀、亡野中弥八ハ中村政藏ト偽稱シ、右三名ニ於テ明治十七年五月十五日、妙義山麓陣場ヶ原ニ運動會ヲ開クヲ以テ、該所ニ來會スヘキ旨ノ回章數十通ヲ作り、同被告代吉等ヲシテ各所ニ配布セシメ、同日、代吉ハ數名ヲ率ヒテ來會シ、其他數十名集合スルニ當リ、高崎鎮台分營及警察署等ヲ襲ヒ、且ツ北甘菜郡上丹生村生産會社岡部為作カ高利ヲ貸シ、小民困難スルヲ以テ、該家ニ亂入センコトヲ來衆ニ指揮シ、同日夕方、多衆ヲ率テ、菅原村ニ至リ……

行われたのか、それともその著者が入手した判決書の写し自体がすでに改ざんされていたのか。その辺の事情は、謎である。善意に解釈すれば、予審終結言渡書または公訴状の文言が一部混入したと考えられないこともないが、両者が共に湮滅して伝わっていない現在、断定はできない。もしもこの改ざんが故意に行われたとすれば、博徒の親分であつたといわれる山田平十郎、関綱吉、さらに三浦桃之助らの一種の裏切り行為によつて、事件が線香花火的に終結した顛末を強調するため、本来の判決書には存在しない文言をとくに

このような一種の「公文書偽造」ともみられる改ざんは、なぜ行われたのか。そしてまた、その改ざんが前掲民権史の著者によつて

挿入したとも考えられる。とすると、また、判決書の「五」と「六」にみられる強盜事件の削除も、単なる省略ではなく、国事犯的な兇

徒衆聚衆事件であることをつよく印象づけるため作したものであつたかも知れない。

しかし、この民権史判決書にみられる山田、関、そしてまた三浦と、妙義山麓における「拳兵」との関連、あるいは武器、兵糧の調達などは、それが唯一の確実な典拠であつただけに、そうした事実が判決書には全く書かれていないことが判明した現在、さらにその真実を再検討すべき問題になつたともいえるであらう。

明治二十年七月二十九日、前橋重罪裁判所の判決の結果は、関係者四十二名中有罪になつた者三十五名(内三名欠席判決、無罪となつた者七名であつた。有罪と認定された者の内、三浦桃之助と上原龜吉は、第一審判決を不服として大審院に上告したが、同年九月十二日、上告却下となつた。また新井太六郎⁽¹⁰⁾については、分離裁判が行われ有罪となつているが、分離裁判になつた理由は、彼が兇徒聚衆事件には無関係であつたためと思われる。しかし、それにしては、公判の時期が非常に遅れているから、何か他に理由があつたのかも知れない。

なお、群馬事件の裁判全体についての究明は、将来、本誌に発表を予定している拙稿「群馬事件裁判考」(仮称)にゆずりたい。

- (1) 関戸寛蔵「東陲民権史」(明治三十六年)・一七九頁以下参照。
- (2) 「自由党史」(岩波文庫本)下巻・一七頁以下参照。
- (3) 群馬県関係の郷土史研究において、これまで多くの業績をあげておられる萩原進氏も、群馬事件については、「板垣退助編『自由党史』」と「東陲民権史」に掲げる資料以外ほとんど新資料に接することのできない点で、地方としては研究が進んでいない。(「群馬県史・明治時代」昭和

三十四年・一三四頁)といわれている。しかし、岡氏による群馬事件の先駆的現象とみられる明治以降県下に発生した一連の農民騒動の研究(例えば「騒動——群馬県農民運動史ノート」昭和三十二年・一七三頁以下)また群馬事件の背景となつた県下における自由民権運動の研究(例えば「上州百年」・昭和四十三年・一七七頁以下、前掲群馬県史・七二頁以下、そのほか岡氏の執筆と思われる「群馬県百年史」上巻、昭和四十六年・五一四頁以下等)、さらに群馬事件とならぬかの関連ありと思われる宮部襄、長坂八郎(群馬県警察の幹部から民権運動に転じた人々)らの研究(例えば「勇ましく先駆者——宮部襄と群馬県の民権運動——」・「明治の群像5・自由と民権」四九頁以下)、あるいはまた陣場ヶ原の騒動に直接の関連ありとされている俠客山田城之助(平十郎)並に関網吉の研究(例えば「群馬県遊民史」・昭和四十年・三九七頁以下)、さらに群馬事件の一部である藤田鏡吉殺害事件関係の新資料の紹介(前掲遊民史・一四三頁以下)などは、群馬事件周辺の研究として注目すべき成果といえよう。そのほか、前掲東陲民権史の記述に「誇大な表現や前後の矛盾」があるとし、それに疑問をなげかけられている内藤真治氏の「群馬事件の組織と現実」(群馬県高等学校社会科学科研究会々誌第三号・昭和三十八年・一一頁以下)、丹念な現地調査にもつき松井田町からの参加者の周辺を追求された清水吉二氏の「群馬事件と松井田町」(深谷商高地歴研究部「あゆみ」第一八号・昭和四十四年・二六頁以下)、あるいは群馬事件の前徴として明治十六年の北甘葉郡農民運動を取扱つた岡氏の「明治十六年農民騒擾と群馬事件」(前掲雑誌第二二二号・昭和四十八年・二六頁)、群馬事件と埼玉県児玉町とのつながりを究明された岡氏の「群馬事件と児玉町」(前掲雑誌第一九号・昭和四十五年・一一頁以下)、群馬事件の中核として活躍した博徒について考察された岡氏の「群馬事件と博徒」(前掲雑誌第二〇号・昭和四十七年・二二頁以下)なども貴重な業績であり、さらにまた、昨年十月、高崎女子高校歴史班

(岩根承胤氏指通)が學校寮で群馬事件を取りあげ、集合場所、集合人員などについて従来の見解に疑問を提出すると共に、判決の結果の量刑についても、前掲群馬百年史の誤り(同書上巻五八八頁に、有罪者の年齢が、警役の刑期に間違われており、例えば深沢孝三郎のときは警役六十五年五月となつてゐる)を指摘し、このことは、当時の新聞にも報道された(例えば昭和四十七年十月二十九日・サンケイ新聞、同月三十日・上毛新聞)。この歴史班の成果は、最近「群馬事件―群馬県における自由民権運動」と題する小冊子にまとめられ、公刊された。こうした最近の状況からみると、群馬事件の研究も、ようやく前掲東隣民権史の域から脱せんとする気配は感ぜられる。

(4) 前掲東隣民権史・一九〇頁以下。

(5) 前掲自由党史・二四頁以下。この判決書は、岩波文庫版作成に際し、前掲東隣民権史によつて校訂されている。

(6) そのほか、細かい字句の書き間違ひも、かなりある。

(7) 野中和三郎は、「五」と「六」の強盗事件のみに加わり、兇徒聚衆の件には参加していない。従つて後述に述べる新井太六郎の場合と同様に分離裁判が行われたとも考えられる。ところが前掲地方検察庁には、彼に関する判決書は保管されていない。そのことと、後掲判決書に「亡野中弥八野中和三郎」(本誌五五頁参照)とあるが、この「亡」の字は野中兩名について述べたものと考え、私は野中和三郎は公判前に死亡したものと推定した。

(8) この二つの強盗未遂事件は、民権史判決書に洩れているため、これまでの群馬事件研究において全く注目されていない。なお、山本三郎氏の調査によると、下仁田町の有賀善五郎宅、西横野村の新井吉衛宅が、一党の襲撃をうけたという伝承があるとのことであるが、「妙義山陣場ヶ原騒動―明治十七年の群馬事件―」・「奇岩の山・妙義」みやま文庫11・昭和四十三年・七七頁―七八頁、それらの事件は、判決書に

はみえていない。被害をうけても警察へ届出でなかつたものか、それとも同年十一月の秩父事件の際の出来事が、群馬事件と混同して伝えられているのか、どちらかであろう。

(9) 前掲東隣民権史・一八七頁、前掲自由党史・二三頁。

(10) 藤岡市役所の除籍謄本によると、新井の名は「多六郎」となつてゐる。

前註 前掲重罪裁判所の判決書は、すべて前述のごとく前掲地方検察庁保管の判決正本により、大審院判決書は、同庁保管の判決謄本による。

裁判言渡書

京都府丹波国南桑田郡下矢田村
日比谷方同居平民

小林 安兵衛
二十八年五月

群馬県上野国北甘楽郡内匠村平民

湯浅 理兵
二十八年八月

茨城県常陸国真壁郡西石田村平民
當時同郡立村井上萬峰方同居平民

三浦 桃之助
二十五年十月

群馬県上野国碓氷郡土塩村平民

上原 龜吉
三十七年四月

同国北甘楽郡小川村平民治作父

深沢 孝三郎
六十五年五月

同国同郡中里村平民伝五郎長男

同国同郡古立村田村与市附籍平民

神宮 茂十郎
四十年十二月

同国同郡菅原村平民

田村 七五郎
四十二年三月

同国同郡諸戸村平民

東間 重平
三十六年四月

同国同郡菅原村平民

山田 米吉
四十六年十月

長野県信濃国埴科郡銚物師村平民

東間 代吉
三十八年十月

群馬県上野国北甘楽郡諸戸村平民

宮坂 初次
二十三年八月

同国碓氷郡八城村平民

佐藤 織治
四十六年三月

同国同郡横川村平民

市川 利三郎
三十八年三月

同国北甘楽郡諸戸村平民

島田 柳吉
滿四十六年

同国同郡同村平民

山田 弁造
五十九年四月

同国同郡同村平民

佐藤 嘉十郎
五十一年三月

同国同郡同村平民

山田 清吉
四十七年四月

同国同郡同村平民

植野 慶次郎
三十年八月

同国同郡菅原村平民

佐藤 新造
六十一年一ヶ月

同国同郡同村平民

須貝 源吉
二十七年十一月

同国同郡同村平民

中次 丈八
五十三年八月

同国同郡諸戸村平民

犯時 小井戸 春吉
十五年三月

同国同郡菅原村平民

田村 市五郎
滿二十四年

同国同郡同村平民

竹田 半次郎
二十六年六月

同国同郡同村平民

犯時 大井田国五郎
十八年十一月

明治十七年・群馬事件關係判決書

須貝 綱吉
五十八年三月

同国同郡同村平民農

同国同郡同村平民農

高橋 竹次郎
三十一年三月

同国同郡同村平民農

同国同郡同村平民農

中山 吉五郎
五十年六月

同国同郡同村平民農

同国同郡同村平民農

神戸 繁次郎
五十年五月

同国同郡同村平民農

同国同郡同村平民農

田村 周吉
四十七年十一月

同国同郡同村平民農

同国北甘楽郡菅原村平民農

土屋 倉吉
四十二年三月

同国同郡同村平民農

同国同郡諸戸村平民農

松本 茂助
二十七年七月

同国同郡同村平民農

同国同郡諸戸村平民農

阿部 久蔵
二十二年十月

同国同郡諸戸村平民農

同国同郡諸戸村平民農

石山 松五郎
三十四年十月

同国同郡同村平民農

同国同郡諸戸村平民農

佐藤 鹿造
二十五年九月

同国碓氷郡八城村平民農

同国同郡諸戸村平民農

清水 平七
四十八年三月

工藤 弥助
三十三年二月

清水 折次郎
二十三年一月

内田 兼吉
三十七年九月

大貫 源五郎
三十五年

武田 利吉
六十二年十一月

佐藤 竹次郎
二十六年八月

第一 被告織治ハ明治十五年十一月九日北甘楽郡上丹生村生産会
社岡部為作ヨリ金六拾円借用スル際前ニ同郡下高田村生産会社
横尾寿平ニ抵当ニ差入レアル字スサキ第廿一番田老反寄献七歩

前橋重罪裁判所ニ於テハ予審判事カ当衙ニ移スノ言渡ニ因リ被
告安兵衛外四十一名ニ対スル兇徒聚衆其他ノ被告事件ヲ受理シ茲
ニ被告人ヲ訊問シ其答弁訴訟書類ノ朗読檢察官ノ意見被告弁護
人ノ弁論ヲ聴キ且ツ証拠物件ヲ示シ以テ審理ヲ遂クル所其所為左
ノ如シ

第一 被告織治ハ明治十五年十一月九日北甘楽郡上丹生村生産会
社岡部為作ヨリ金六拾円借用スル際前ニ同郡下高田村生産会社
横尾寿平ニ抵当ニ差入レアル字スサキ第廿一番田老反寄献七歩

第一 被告織治ハ明治十五年十一月九日北甘楽郡上丹生村生産会
社岡部為作ヨリ金六拾円借用スル際前ニ同郡下高田村生産会社
横尾寿平ニ抵当ニ差入レアル字スサキ第廿一番田老反寄献七歩

第一 被告織治ハ明治十五年十一月九日北甘楽郡上丹生村生産会
社岡部為作ヨリ金六拾円借用スル際前ニ同郡下高田村生産会社
横尾寿平ニ抵当ニ差入レアル字スサキ第廿一番田老反寄献七歩

第一 被告織治ハ明治十五年十一月九日北甘楽郡上丹生村生産会
社岡部為作ヨリ金六拾円借用スル際前ニ同郡下高田村生産会社
横尾寿平ニ抵当ニ差入レアル字スサキ第廿一番田老反寄献七歩

第一 被告織治ハ明治十五年十一月九日北甘楽郡上丹生村生産会
社岡部為作ヨリ金六拾円借用スル際前ニ同郡下高田村生産会社
横尾寿平ニ抵当ニ差入レアル字スサキ第廿一番田老反寄献七歩

第一 被告織治ハ明治十五年十一月九日北甘楽郡上丹生村生産会
社岡部為作ヨリ金六拾円借用スル際前ニ同郡下高田村生産会社
横尾寿平ニ抵当ニ差入レアル字スサキ第廿一番田老反寄献七歩

ヲ重ネテ抵当ト為シ當時戸長竹田福松ヲ欺キ公証並ニ役場印ヲ押捺セシメ該証書ヲ交付シ金六十円ヲ詐取シタルコト

第二 被告理兵ハ居村戸長在職中即明治十七年三月廿六日配下村民ヨリ徵集シタル税金六拾円拾九錢ヲ所轄郡役所ヘ納金スヘシト持出シ納付セス其儘逃走費消シタルコト

第三 被告茂十郎ハ明治十七年四月一日亡町田鶴五郎ヨリ博徒親分関綱吉カ懲罰ニ処セラレシハ藤田錠吉ノ密告ニ原因セルニ付同人カ腕ノ一本モ取ルカ又ハ先方ノ命ヲ取ルカ自分ノ命ヲ取ラル、カニツツノ所存ニテ親分ノ復讐ヲ為サントノ相談ニ応ジ同月三日夜新堀村ニ会シ被告ハ鶴五郎ヨリ長二尺五寸位ノ刀ヲ受取り鶴五郎ハ一尺四五寸ノ脇差ヲ携ヘ同日午後十時頃碓氷郡横川村字梅久保ニ寄留セル藤田錠吉方ニ至リ家内ノ様子ヲ窺フニ米客アリテ談話中ナルヲ以テ鶴五郎ト共ニ暫ク該家西方薪ヲ積タル場所ニ隠レ客ノ去リタル後鶴五郎カ該家東方出口脇ニ放火シ火事ト呼立錠吉ノ家内ヨリ立出タル処ハ鶴五郎ハ棒ヲ以テ毆打シ被告茂十郎ハ抜刀ヲ以テ切付ケ格闘シ錠吉ノ前額部額顛部額頂部及後頭部ノ四ヶ所ニ打撲傷ヲ成シ又右上膊部右股骨部ノ貳ヶ所ニ刃傷ヲ負ヘセ該傷ノ為メ同月六日死ニ至ラシメタリ而シテ其傷ヤ茂十郎鶴五郎ノ共毆ニ係リ傷ヲ成スノ輕重ヲ知ル能ハス且ツ該家屋ハ放火ノ為メ焼燬シタルモ被告茂十郎ハ放火ノ点ニ付テハ共謀シタルトノ証憑充分ナラサルニ付治罪法第四百一条ニ依リ無罪ナリトス

第四 被告桃之助ハ北甘菜郡高瀬村清水栄三郎方ニ滞在中即明治

明治十七年・群馬事件關係判決書

十七年四月十四日神宮茂十郎カ前項ノ犯罪者タルコトヲ知りテ藏匿シタルト見認ムヘキ証憑充分ナラス因テ治罪法第三百五十八條ニ依リ無罪ナリトス

第五 被告安兵衛理兵桃之助龜吉孝三郎ハ旧自由党员ニシテ明治十七年五月二日同党员亡野中弥八野中和三郎等ト北甘菜郡相野田村山林ニ会合シ安兵衛ハ東京自由党本部ヘ立越ス旅費近村ノ豪家ニ至リ押借セント発言セシニ何レモ同意シ同日午後六時頃該山林ヲ立去リ凡十町程歩シタル所ニ於テ孝三郎ハ老年ニシテ同行スル能ハサル旨ニテ辞退シ携フル所ノ倭杖ヲ桃之助ニ貸与シ其事実他言セサル約ヲ為シ別レタル後安兵衛ハ短刀理兵龜吉弥八ハ脇差桃之助和三郎ハ倭杖ヲ携ヘ同夜相野田村大河原泰助方ニ至リ裏口兩戸ヲ押明ケ家内ニ立入り屋内ヲ搜索シテ赤毛布沓取リ且ツ寢臥スル雇人大河原弥十郎ヲ縛シ泰助ノ所在ヲ云ハシメ泰助夫婦カ寢臥スル土蔵ノ戸外ニ立越シ財物ヲ出サマレハ放火スヘシト脅迫シ恐怖ノ余リ土蔵ニ階窓ヨリ投与スル紙幣銅貨天保錢取交セ九円拾錢及半纏沓取リ立去リタルコト

第六 被告安兵衛理兵龜吉ハ同被告新井太六郎亡野中弥八野中和三郎ト明治十七年五月七日埼玉県児玉郡野川村上野文平方ニ於テ強盜為スヘキコトヲ協議シ各兇器ヲ携ヘ同日午後十二時頃群馬縣多胡郡上日野村堀越忠三郎居宅裏口兩戸ヲ押外シ押入ラントスル時戸主忠三郎何者ナルカト声掛ケタル際神妙ニセヨト申威シタルモ家内ヨリ声立タルヲ以テ其場ヲ立去リ尚就テ同夜同

一ノ兇器ヲ携ヘ同郡下日野村清水藤藏居宅兩戸ヲ押明ケ理兵弥八太六郎ノ三名家内ニ押入り外三名ハ戸外ニ見張シ藤藏ニ對シ財物ヲ渡スヘキ旨抜刀ヲ以テ脅迫中家人声立タルヨリ財物ヲ得スシテ去リタルコト

第七 被告安兵衛ハ佐久間猛被告理兵ハ秋葉宗祀亡野中弥八ハ中村政藏ト偽稱シ右三名ニ於テ明治十七年五月十五日妙義山麓陣場ケ原ニ運動會ヲ開クヲ以テ該所ニ來會スヘキ旨ノ回章數十通ヲ作り同被告代吉等ヲシテ各所ニ配布セシメ同日代吉ハ數名ヲ率ヒテ來會シ其他數十名集合スルニ當リ高崎鎮台分營及警察署等ヲ襲ヒ且ツ北甘棠郡上丹生村生產會社岡部為作カ高利ヲ貸シ小民困難スルヲ以テ該家ニ亂入センコトヲ來衆ニ指揮シ同日夕方多衆ヲ率テ菅原村ニ至リ被告茂十郎七五郎重平米吉初次等煽動シテ集合シタル多衆ト合併シ該村飲食店ニ於テ飲食ヲ為シ安兵衛ハ手槍理兵ハ長刀亡弥八ハ短刀ヲ携ヘ多衆ヲ引率シテ進行スル途中八木連村ニ於テ兇器ヲ蒐メ該村字大久保ノ辻ニ於テ安兵衛ハ代吉ニ對シ岡部為作家宅ノ構造ヲ聞亂シ玆ニ於テ來衆ヲ部署シテ三組ト為シ先手ハ代吉重平中央ハ茂十郎初次後手ハ安兵衛理兵七五郎亡弥八ニ於テ指揮スルコトニ定メ猶ホ為作方ニ押入ル際該家表ニ於テ砲発セハ裏手ニ於テ鯨声ヲ揚ケ之レヲ合図ニ表裏ヨリ押入ルヘント手筈ヲ定メ同夜即五月十六日午前二時頃為作方ニ押寄せタリ被告織治利三郎柳吉弁藤嘉十郎清吉慶次郎新造源吉丈八春吉市五郎半次郎綱吉竹次郎松五郎鹿造平七弥助折次郎兼吉源五郎竹次郎等ハ同被告代吉重平七五郎等ノ煽動

ニ応シ刀劍棍棒ヲ携ヘ或ハ陣場ケ原ニ或ハ菅原村ニ集合シ為作方ニ隨行シタリ多衆為作方ニ至ルヤ予テ示シ合シタル手筈ヲ以テ邸内ニ押入り茂十郎七五郎重平代吉米吉初次等ハ其勢ヲ助ケ衆ト共ニ塙壁ヲ破壞シ尚ホ安兵衛理兵ハ該家ニ放火スヘント指揮シタルヨリ姓名知レサル者之レニ応シテ殺ヲ持來リテ為作居室並ニ土藏一戸ヘ放火シ該土藏ハ燒燬ニ至ラス居宅ハ燒燬シテ外土藏ニ延燒セシメタリ而シテ被告弁藤嘉十郎市五郎慶次郎新造及丈八ハ事發覺前官ニ自首シタルコト

又被告吉五郎繁次郎周吉倉吉茂助久藏及利吉ハ右暴動ニ加入シタリト見認ムヘキ証憑充分ナラサルヲ以テ治罪法第三百五十八條ニ依リ無罪ヲ言渡ス

第八 初次ハ暴動ヲ為シタル末明治十八年十月廿日北甘棠郡菅原村吉田ふく方ニ潜伏中松井田分署詰巡査神原春吉外二名來リ逮捕ノ際遁ケントスルモ能ハサルヨリ懷中シタル短刀ヲ以テ拒捕シ春吉左手ノ膊骨部内面及左手拇指内方ヲ傷シ為メニ拇指ハ屈伸不自由ニ至リタルコト

右ニ列記スル第一項ノ証憑ハ岡部為作ノ告訴狀横尾壽平ノ証言奥印摺取調書及ヒ偽造証書、第二項ノ証憑ハ中村皆吉ノ告訴狀同人カ上納金手続書理兵カ小島警部第三回調書第三項ノ証憑ハ茂十郎カ小島警部ノ三四五回調書同校事調書同予審四五回調書証人藤田ゆき町田たみノ予審調書檢証調書鏡吉カ死亡届犯罪ノ用ニ供シタル刀及犯罪ノ當時着用シタル衣類、第五項ノ証憑ハ大河原泰助カ訴書並陳述書大河原ます子ノ予審調書証人大河原喜三郎同峯吉白

石全哉カ予審調書大河原泰助方凶面安兵衛カ吉田警部第十回同
 第十一回五十項乃至百二十四項安兵衛カ村田檢事補調書第三十二
 項乃至三十八項理兵カ吉田警部第六回十三項乃至三十一項同第十
 七回一項理兵カ檢事調書二十八項二十九項同予審第四回調書弥八
 カ吉田警部八回調書八項乃至三十七項同予審七回十一項乃至四十
 四項同九回調書桃之助カ吉田警部十回調書一項同十一回調書一項
 乃至三十二項同十三回一項乃至三十四項同人カ予審二回調書和三
 郎カ吉田警部一回調書同村田檢事補調書同予審四回調書一項乃至
 七項龜吉カ近藤警部三回調書一項乃至七項同五回調書一項乃至八
 項同吉田警部一回調書二十二項乃至四十九項同村田檢事補調書二
 項乃至十五項同予審一回調書及五回調書四項乃至二十九項孝三郎
 カ吉田警部一二回調書同村田檢事補調書十一項以下和三郎龜吉カ
 犯罪ノ用ニ供シタル刀新井リカカ始末書及大河原弥十郎ノ証言、
 第六項ノ証憑ハ堀越忠三郎カ強盜難届及証言清水藤藏カ強盜難届
 及証言同人妻せきノ証言安兵衛カ吉田警部拾回調書七八項同十一
 回調書二十項乃至三十四項同村田檢事補調書三十九項乃至四十二
 項同予審五回調書理兵カ吉田警部十六回調書四十一項乃至四十七
 項同村田檢事補調書三十九項乃至四十一項同予審第五回調書弥八
 カ吉田警部九回調書三十五項以下同予審七回調書四十五項以下和
 三郎カ吉田警部一回調書三十項以下同村田檢事補調書十一項以下
 同予審四回調書八項以下龜吉カ近藤警部五回調書五項以下同吉田
 警部二回調書六項以下同村田檢事補調書十九項以下同予審五回調
 書三十八項以下太六郎吉田警部二回調書同村田檢事補調書同予審

調書、第七項ノ証憑ハ安兵衛カ村田檢事補調書理兵カ村田檢事補
 調書同小島警部五回及九回調書同吉田警部二回調書弥八カ檢事調
 書同吉田警部カ二回六回調書重平カ警察署一回三回調書同予審一
 回調書十五項及二十二項乃至三十三項米吉カ警察署三回調書十九
 項乃至三十七項安兵衛カ予審三回調書九項同六回調書二八九十項
 為作カ警察署第一回調書二項乃至六項同二回調書初次カ警察署調
 書茂十郎カ予審調書及差押アル銃砲刀劍被告吉五郎以下五名及利
 吉ヲ除キ被告總治以下二十三名ニ對スル証憑ハ被告各自ノ予審調
 書岡部為作ノ上申書巡查ノ現況上申書、第八項ノ証憑ハ初次カ警
 察及予審調書檢証調書証人神原春吉カ予審調書被害者ノ鑑定書及
 犯罪ノ用ニ供シタル短刀等ニ依リ第一項ヨリ第八項ニ至ルノ証憑
 充分ナリトス

之ヲ法律ニ照スニ織治カ第一ノ所為官文書偽造ハ刑法第二百四
 条同第二百六条官印盜用ハ同第九百九十五条同第九百九十七條ニヨリ
 共ニ輕懲役六年重抵当ハ同第三百九十三條二項同第三百九十九條同
 第三百九十四條ニヨリ各範圍ニ於テ重禁錮四月罰金四円監視六月
 ニ該ル理兵カ第二ノ所為官金物取ハ刑法第二百八十九條ニヨリ輕
 懲役六年ニ該ル茂十郎カ第三ノ所為毆打死ニ致シタルハ同第二百
 九十九條同第三百二條ニヨリ重懲役二ニ等ヲ加ヘ有期徒刑同第三
 百五條ニヨリ一等ヲ減シ重懲役九年ニ該ル安兵衛理兵桃之助龜吉孝
 三郎カ第五ノ所為強盜ハ同第三百七十八條同第三百七十九條一二
 項ニヨリ輕懲役二ニ等ヲ加ヘ有期徒刑孝三郎ハ同第九百九條ニヨリ
 一等ヲ減シ重懲役各同第八十九條九十九條ニヨリ各本刑ヨリ二等ヲ

減シ安兵衛理兵桃之助亀吉ハ輕懲役七年幸三郎ハ同第六十九条ノ
 刑期二年以上五年以下ノ範圍ニ於テ重禁錮二年仍ホ同第三百八十
 四條ニヨリ監視六月ニ該ル安兵衛理兵亀吉第六ノ所為夜間放ナク
 人ノ邸宅ヲ侵シタルハ同第七十二條同第七十一條二四項ニヨ
 リ一等ヲ加ヘ一月七日以上一年三月以下ノ重禁錮範圍ニ於テ重禁
 錮二月ニ強盜未遂ハ同第三百七十八條同第三百七十九條二二項ニ
 ヨリ輕懲役ニ二等ヲ加ヘ有期徒刑未遂ナルヲ以テ同第一百二十二條同
 第一百十三條ニヨリ二等同第八十九條同第九十條ニヨリ一等通シテ
 三等ヲ減シ同第六十九條ノ刑期二年以上五年以下ノ重禁錮ノ範圍
 ニ於テ重禁錮三年仍同第三百八十四條ニヨリ監視六月ニ該ル第七
 ノ所為安兵衛理兵カ暴動首魁ハ同第三百三十七條上段ニヨリ重懲役
 九年放火教唆ノ点ハ同第三百三十八條一項同第五百五條ニヨリ死刑同
 第八十九條九十條ニヨリ二等ヲ減シ安兵衛ハ有期徒刑十三年理兵
 ハ有期徒刑十二年ニ該リ茂十郎七五郎米吉代吉ハ同第三百三十七條
 中段ニヨリ輕懲役同第八十九條九十條ニヨリ一等ヲ減シ同第六十
 九條ノ刑期二年以上五年以下ノ重禁錮ノ範圍ニ於テ重禁錮二年六
 月ニ該リ重平初次ハ同第三百三十七條中段情輕キ者輕懲役ニ一等ヲ
 減シ同第六十九條刑期二年以上五年以下ノ重禁錮初次ハ輕罪再犯
 ニ付同第九十二條ニヨリ一等ヲ加ヘ二年六月以上六年三月以下ノ
 重禁錮各同第八十九條九十條ニヨリ一等ヲ減シ重平ハ一年六月以
 上三年九月以下ノ重禁錮初次ハ一年十月十五日以上四年八月七日
 以下ノ重禁錮ノ範圍ニ於テ重平ハ重禁錮一年六月初次ハ二年ニ該
 リ吉五郎繁次郎周吉倉吉茂助久藏利吉ヲ除キ織治以下二十三名

ハ同第三百三十七條末段ニヨリ二円以上二十円以下ノ罰金春吉ハ
 同第八十條二項ニヨリ二等ヲ減シ科料壹円以上罰金十円以下同五
 郎ハ同第八十一條ニヨリ一等ヲ減シ科料壹円五十錢以上罰金十五
 円以下ニ該リ弁藏嘉十郎市五郎慶次郎新造及丈八ハ同第八十五條
 ニヨリ一等ヲ減シ科料壹円五十錢以上罰金十五円以下ニ該ル初次
 カ第八ノ所為拒捕ハ同第三百三十九條同第四百四條同第三百末項
 同第一百條ニヨリ重キ毆傷罪徒ヒ一等ヲ加ヘ二年六月以上六年三月
 以下ノ重禁錮輕罪再犯ニ付同第九十二條ニヨリ一等ヲ加ヘ三年一
 月十五日以上七年九月二十二日以下ノ重禁錮仍ホ同第八十九條同
 第九十條ニヨリ一等ヲ減シ二年四月三日以上五年十月九日以下ノ
 重禁錮ノ範圍ニ於テ重禁錮二年五月ニ該ル以上數罪俱発ハ同第百
 條ニ依リ一ノ重キニ從ヒ処断スヘキモノトス

右ノ理由ナルニ因リ被告安兵衛ハ有期徒刑十三年理兵ハ有期徒
 刑十二年桃之助亀吉ハ各輕懲役七年孝三郎ハ重禁錮二年監視六月
 茂十郎ハ重懲役九年七五郎米吉代吉ハ各重禁錮二年六月重平ハ一
 年六月初次ハ重禁錮二年五月織治ハ輕懲役六年利三郎柳吉清吉源
 吉半次郎綱吉竹次郎松五郎鹿造平七弥助折次郎兼吉源五郎竹次郎
 ハ各罰金貳円弁藏嘉十郎市五郎慶次郎新造丈八国五郎ハ各科料金
 壹円五十錢ニ処ス春吉ハ科料金壹円ニ該ルモ明治十八年三月三十
 一日重禁錮二月十五日監視六月ノ処分ヲ受ケルヲ以テ刑法第百二
 條ニ照シ本案ノ刑輕キニ付論セス又初次ハ明治十八年三月十二日
 罰金五円ノ刑ヲ受ケルヲ以テ該刑ハ同第一百二條ニ照シ本案ノ刑ニ
 通算ス

但犯罪ノ用ニ供シタル物件中被告人ノ所有ニ係ルモノハ刑法第四十三條ニ依リ没収シ其他ノ物件ハ各所有主ヘ還付ス
被告七五郎織治ハ欠席ナルヲ以テ治罪法第四百七條ニヨリ刑ノ期滿免除ニ至ル迄何時ニテモ故障為スコトヲ得若シ捕ニ就キタル時ハ其期限十日内ナリトス又被告清吉ハ同ク欠席ナルヲ以テ首渡書ノ送達アリタルヨリ三日内ニ故障為スコトヲ得
檢察官檢事補向井巖立會宣告ス

明治二十年七月廿九日於前橋重罪裁判所

裁判長 前橋始審裁判所長 千谷 敏徳

陪 席 始審裁判所判事 小田切秀繼

陪 席 始審裁判所判事 吉川 直簡

裁判所書記 井上 広佐

裁判所書記 芝野 轅赤

裁判言渡書

群馬県上野郡多胡郡下日野村
平民農藤市弟

被告人 新井 太六郎
三十四年九月

前橋重罪裁判所ニ於テハ予審判事ノ言渡ニ因リ被告ニ対スル強盜事件ヲ受理シ茲ニ被告人ヲ訊問シ訴訟書類ノ朗読檢察官ノ論告弁護人ノ弁論ヲ聴キ以テ之レカ遂審案処

第一 被告太六郎ハ小林安兵衛湯淺理兵上原龜吉亡野中弥八野中

明治十七年・群馬事件關係判決書

和三郎ト明治十七年五月七日埼玉県児玉郡輕川村上野文平方ニ於テ強盜為スヘキコトヲ協議シ各兇器ヲ携ヘ同日午後十二時頃群馬県多胡郡上日野村堀越忠三郎居室裏口雨戸ヲ押外シ押入ラントスル時戸主忠三郎何者ナルカト声掛ケタル際神妙ニセヨト申威シタルモ家内ヨリ声立タルヲ以テ其場ヲ立去リタリ

第二 前項堀越忠三郎方ヲ立去リ同夜同一ノ兇器ヲ携ヘ同郡下日野村清水藤藏居宅雨戸ヲ押明ケ理兵弥八及被告ノ三名家内ニ押入り外三名ハ戸外ニ見張シ藤藏ニ対シ財物ヲ渡スヘキ旨抜刀ヲ以テ脅迫中家人ノ声立タルヨリ財物ヲ得スシテ立去リタリ

以上ノ事實ハ被害者堀越忠三郎カ訴書予審調書清水藤藏カ訴書予審調書被告カ吉田警部ノ訊問調書予審一回調書及当廷ノ陳述ニ際シ証憑充分ナリトス之レヲ法律ニ照スニ第一ノ所為ハ刑法第七十二條同第七十一條二四項ニヨリ一等ヲ加ヘ一月七日以上一年三月以下ノ重禁錮第二ノ所為ハ同第三百七十八條同第三百七十九條一二項ニヨリ輕懲役ニ二等ヲ加ヘ有期徒刑未遂ナルヲ以テ同百十二條同第一百十三條ニヨリ二等同第八十九條同第九十條ニヨリ一等ヲ減シ通シテ三等ヲ減シ同第六十九條ノ刑期二年以上五年以下ノ重禁錮同第三百八十四條ニヨリ六月以上二年以下ノ監視ニ該當ス以上二罪俱發ニ付同第一百條ニヨリ一重キ第二ノ處為ニ從ヒ処断スヘキモノトス

右ノ理由ニ依リ被告新井太六郎ニ対シ対質ノ上重禁錮三年監視六月ニ処スル者也

檢察官檢事村田繼述立會宣告

前橋重罪裁判所

裁判長 前橋始審裁判所長 千谷 敏徳
 陪席 始審裁判所判事 小田切秀維
 陪席 始審裁判所判事 吉川 直簡
 裁判所書記 芝野 謙弥

明治二十年十二月十日

宣告書

茨城県常陸國真壁郡西石田村平民
 當時全郡江村井上高峯方全居平民

群馬県上野國碓氷郡土塩村平民

三浦 桃之助
 二十五年十月

上原 亀吉
 三十七年四月

右桃之助外一名カ被告事件ニ付明治二十年七月二十九日日前橋重罪裁判所ニ於テ審理ノ末被告桃之助ハ神宮茂十郎カ犯罪者タルコトヲ知テ藏匿シタリト見認ム可キ証憑充分ナラス因テ治罪法第三百五十八條ニ依リ無罪ナリ被告桃之助亀吉カ第五ノ所為強盜ハ刑法第三百七十八條全第三百七十九條一二項ニヨリ輕懲役ニ二等ヲ加ヘ有期徒刑各全第八十九條九十九條ニヨリ本刑ヨリ二等ヲ減シ輕懲役七年被告亀吉第六ノ所為夜間故ナク人ノ邸宅ヲ侵シタルハ全第七十二條全第七十一條二四項ニヨリ一等ヲ加ヘ重禁錮二月ニ強盜未遂ハ全第三百七十八條全第三百七十九條一二項ニヨリ輕

懲役ニ二等ヲ加ヘ有期徒刑未遂ナルヲ以テ全第三百十二條全第三百十三條ニヨリ二等全第八十九條全第九十條ニ依リ一等通シテ三等ヲ減シ全第六十九條ノ刑期二年以上五年以下ノ重禁錮ノ範圍ニ於テ重禁錮三年仍全第三百八十四條ニヨリ監視六月ニ該ル數罪俱發スルヲ以テ全第三百條ニ依リ一ノ重キニ從ヒ処斷スヘキモノトス因テ被告桃之助亀吉ハ各輕懲役七年ニ処スト言渡シタル裁判ヲ不当ナリトシ被告兩人共各上告シタリ被告桃之助カ上告ノ要旨ハ第一大河原泰助ニ自由黨加盟セシムル精神ニテ全人宅前ニ到ル近キニ及ヒ道路ノ芝ノ生茂シタル所ニ休憩シ安兵衛カ説ニ弥ハ八近村ノ者ニテ泰助トハ惡意ノ者理兵衛ハ戸長全職ニテ親昵ノ者ナルヨリ三人ニテ説諭ニ往キ若シ服セサレハ其節応援ス可シ始メヨリ多衆雜沓スルハ惡シトテ遂ニ安兵衛外二人カ立寄り自分外二人ハ芝地ニ暫時休憩シ居タル次第ニテ強盜ニ到リタルニ非ラストノコト第二泰助ノ親族ナル大河原峯吉大河原喜三郎ト泰助ノ雇人タル大河原弥十郎ヲ証人ト為シ被告ヲ強盜ナリト裁判シタルハ不法ナリ第三警察署ノ調書ハ被告カ罰セラル、原由ナリト雖トモ此訊問タルヤ苛酷ノ拷問ヨリ成立タル調書ナレハ証憑トナスニ足ラストノコト第四仮リニ安兵衛外二人カ金錢財物ヲ強取シタリトスルモ自分外二人ハ芝地ニ休憩シ待受ケン者ニシテ毫モ其家宅ニ侵入セサルニ共犯者トナシ罰セシハ頗ル失當ノ裁判ナリト云ヒ仍ホ追伸書ヲ以テ擴張スル要旨ハ第一公廷ニ於テ和二郎カ知己ノ人ニテ自分ハ其人ノ人名ヲ知ラサリシカ亀吉カ記臆シ居テ其名ヲ申立タルモ審理セサルハ不当ナリ第二被害者泰助ノ妻マスノ陳述弥十郎カ陳述等

ハ不完全ニシテ之レヲ參照スルモ強テ六人ノ共犯トハ認定スルヲ得サレハ公明正大ノ判決ヲ望ムト云フニ在リ被告亀吉カ上告ノ要旨ハ大河原泰助方ヘ到リタルハ強盜ニ非ラスシテ自由黨員ニ加名セシメントノ意旨ヲ以テ全家ニ參ル途中泰助居宅ヨリ凡ソ式丁程距ル処ニ到リ自分外二名ハ其場ニ待居タルノミニシテ強盜ノ所為ナルコト毫モ覺ヘ無キニ付公明正大ノ判決ヲ求ムト云フニ在リ
 対手人原裁判所檢察近藤巨摩ハ被告兩名カ上告趣旨ハ其理由無キ旨ヲ答弁セリ

大審院ニ於テ治罪法第四百二十五条ノ法式ヲ履行シタルニ被告兩名代官人伊藤修ハ被告桃之助カ上告第二ノ趣旨ヲ敷衍セリ仍ホ立會檢察磯部四郎ノ意見ヲ聽キ審理判決スルコト左ノ如シ
 被告桃之助カ上告第一第四追伸書第二ノ論旨及ヒ上原亀吉カ上告論旨ハ要スルニ事實ノ判定ト採証ノ当否ヲ論難スルニ過キサレハ治罪法第四百十條ノ各項目ニ適當セサルヲ以テ上告ノ原由ト為スヲ得ス被告桃之助カ上告第二ハ泰助ノ親族ナル大河原峯吉大河原喜三郎ト泰助ノ雇人タル大河原弥十郎ヲ証人ト為シ裁判シタルハ不法ナリト云フニ在レトモ大河原泰助ハ明治二十年七月一日民事原告人ノ取消願ヲ為シタルコトハ一件書類ニ徴シテ明カナリ然レハ仮令峯吉外二名ハ泰助ノ親族雇人ナルモ是等ヲ証人ト為スニ付法律ニ触ル、所ナケレハ之ヲ証人ト為シタルハ毫モ不法ニ非ラサルナリ第三警察署ノ調査ハ苛酷ノ拷問ニヨリ成立タル旨論告スレトモ一件書類ヲ査スルニ絶テ其事蹟無ケレハ採用スルニ由シ無キ者トス追伸書第一ハ公廷ニ於テ亀吉カ無罪ヲ証スル為メ申立タ

ル人ヲ審理セサルハ不当ナリト云フモ他人カ申立タル証人喚問ノ請求ヲ採用セサルトテ被告カ彼此論難スルコトヲ得サル者トス況ンヤ其請求ヲ許否スルハ裁判官ノ權内ニ屬スルヲ以テ之ヲ聽許セサルトテ不法ト云フヲ得サルニ於テテラヤ因テ被告兩名カ上告趣旨ハ相立タサル者トス
 右ノ理由ナルヲ以テ治罪法第四百二十七条ニ依リ本案上告ハ棄却スル者也

大審院ニ於テ檢察磯部四郎立會宣告ス
 明治二十年九月十二日

大審院臨時局

大審院刑事第一局長 池田 弥一
 大審院評定官 河口 定義
 全 寛 元忠
 全 松本 正忠
 全 児玉淳一郎
 裁判所書記 渡辺 省吾
 裁判所書記 渡辺 省吾
 明治二十年九月十二日大審院ニ於テ贈写ス

發記 判決正本、贈本の閱覽を許可された前橋地方檢察庁檢察正丸物彰氏の御厚意に深謝の意を表すると共に、御配慮を賜つた事務局長渡辺豊氏、検務第二課長内田清氏に厚く御礼申上げた
 (十月二十五日稿)